

群馬県 草津町

介護予防・日常生活支援総合事業
サービスコード表

令和4年10月1日～

草津町訪問型サービス(独自)サービスコード表(1/1)

通常、サービス費を請求する場合に使用します。

令和4年10月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		268	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		272	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		287	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 (独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2(20分未満)		167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事務所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000		

※特別地域加算・中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。
※給付率は、介護保険負担割合証により90%・80%・70%のいずれかになります。

草津町通所型サービス(独自)サービスコード表(1/2)

通常、サービス費を請求する場合に使用します。

令和4年10月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,672	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割			55単位	55	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,428単位	3,428	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割			113単位	113	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位	384	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395単位	395		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合		事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活上向グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225単位加算	225	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 2			運動器機能向上口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 3		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ			運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算			120単位加算	120	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	ヌ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6	6017	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ 1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6018	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ 1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 1		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	1回につき	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 2			運動機能向上加算を算定している場合	100単位加算		100
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に2回を限度)	5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。
※給付率は、介護保険負担割合証により90%・80%・70%のいずれかになります。

草津町通所型サービス(独自)サービスコード表(2/2)

通常、サービス費を請求する場合に使用します。

令和4年10月1日～

A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			55単位		39	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,428単位		2,400	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			113単位		79	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位		269	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395単位		277	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			55単位		39	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,428単位		2,400	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			113単位		79	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位		269	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395単位		277	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。
※給付率は、介護保険負担割合証により90%・80%・70%のいずれかになります。

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和4年10月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2 438単位	438	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300	